

屋外広告物の規制強化に関するQ&A

なぜ広告旗を規制強化するのですか？

広告旗は気軽に入手でき、ルールを知らずに設置され、景観や歩行者の通行を阻害する場合が多いことから、小松市景観計画に基づく規制強化を行うこととなりました。届出義務や違反に関する罰則規定はありませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

広告旗も屋外広告物の許可対象ですか？

対象です。

屋外広告物法では屋外広告物の定義の1つに「常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。」と定めており、広告旗も通常の看板と同様に屋外広告物として掲出には許可が必要となります。詳しくは、まちデザイン課へご確認下さい。

祭事やイベント等で、道路管理者（国・県・市）から許可を得ている広告旗も対象ですか？

設置位置（道路からのセットバック）の指導対象外となります。設置間隔は「許可区域」の基準に適合したかたちで設置して下さい。

改定前に、許可を得て掲出している屋外広告物も対象ですか？

改定前に許可を受けたものは、対象外です。

次回の更新時は、基準に適合するように努めて下さい。



お問い合わせ

小松市 都市創造部 まちデザイン課

〒923-8650 石川県小松市小馬出町 91 番地

TEL: 0761-24-8099 FAX: 0761-24-8189

E-mail: toshikei@city.komatsu.lg.jp

小松市屋外広告物に関する規制について

－小松市景観計画の改定－



大川やわらぎ街道

「国際都市こまつ」にふさわしい景観形成のため、景観計画を見直します。

小松市では、「いしかわ景観総合条例」（県条例）によって屋外広告物の規制誘導を行い、良好な景観の保全に取り組んできました。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックや、2023年春の北陸新幹線小松開業等に向けて、北陸の際立ったまち「国際都市こまつ」にふさわしい「新しいまちの形とイメージアップ」のため、2019年1月1日に「小松市景観計画」を見直します。

県条例をもとに、新たに禁止区域や広告旗（のぼり旗）の設置基準を加えることで、魅力ある街並みの創出し、だれもがくらしやすく訪れやすいまちを目指します。

○屋外広告物に関する基準

いしかわ景観総合条例	小松市景観計画による区分	
第1種禁止地域	= 特別広告禁止区域	▶ 広告旗の原則設置禁止
第2種禁止地域	= 一般広告禁止区域	▶ 広告旗の原則設置禁止
許可地域	= 許可区域	▶ 広告旗の設置間隔・位置の基準設定

※県条例に基づく区域・基準は、従来通り適用されます。

※小松市では、県条例の基準に加え新たに追加範囲と基準の上乗せを景観法（第8条2項4号イ）に基づき景観計画で実施します。

NEW!

木場潟周辺と主要な幹線道路を屋外広告物の規制範囲に追加しました。

いしかわ景観総合条例（県条例）の規制範囲に、赤の範囲 [] を追加しました。



区域名

規制範囲

特別広告禁止区域

- ① 県条例で定める第1種禁止地域のうち、北陸自動車道両側 500m、
加賀産業開発道路・国道8号両側 100m
② 木場潟外周（周遊園路から 100m範囲）

一般広告禁止区域

- ① 県条例で定める第2種禁止地域
(小松インター八里線、南加賀道路の一部区間両側 100m)
② 小松インター八里線全線（県条例残り区間両側 100m）
③ 南加賀道路全線（県条例残り区間両側 100m）
④ 国道360号（八幡東交差点～城南町交差点を除く両側 100m）

許可区域

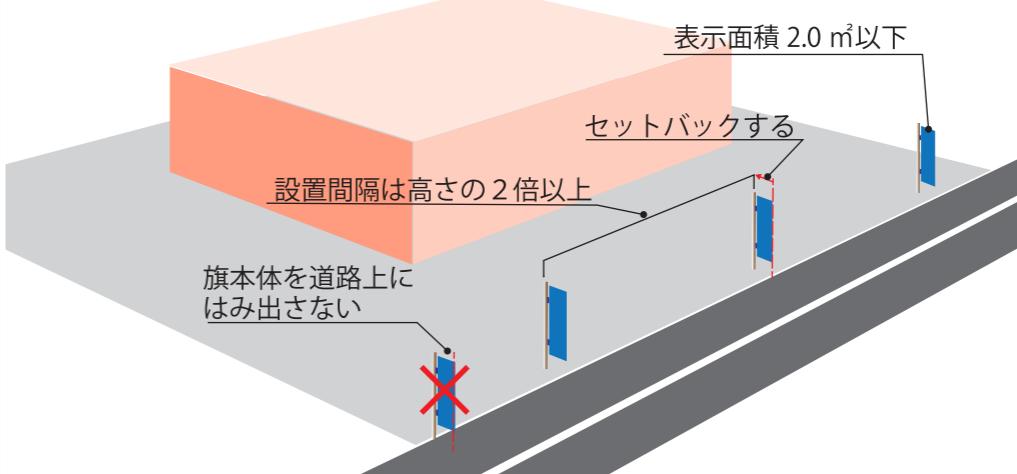
上記以外の区域

NEW!

広告旗（のぼり旗）について規制強化の対象としています。

県条例の屋外広告物規制基準に、広告旗（のぼり旗）の規制を上乗せします。

【許可区域の基準内容】



区域名

景観形成基準

特別広告禁止区域

- ・県条例で定める第1種禁止地域の規制基準
- ・広告旗（のぼり旗）は原則設置禁止

一般広告禁止区域

- ・県条例で定める第2種禁止地域の規制基準
- ・広告旗（のぼり旗）は原則設置禁止

許可区域

- ・県条例で定める許可地域の規制基準
- ・広告旗
表示面積 2.0 m²以下
設置間隔 設置面（地盤面）から広告旗天端までの高さの2倍以上
設置位置 旗本体が道路上に突出しないようセットバックして設置
(管理者の許可を得たものは除く)

屋外広告物の届出は、県へ申請を行う前に、市へ確認してください。

市内で屋外広告物を表示しようとする場合は、県条例に基づき許可申請の手続きが必要ですが、申請の前に小松市まちデザイン課へ確認いただきますようお願いいたします。

